

令和6年度 能登半島地震復旧事業  
能登町立松波小学校新築基本設計業務委託 要求事項

1. 業務内容

- (1) 業務名：令和6年度 能登半島地震復旧事業 能登町立松波小学校新築基本設計業務
- (2) 業務場所：鳳珠郡能登町字 松波 地内
- (3) 業務概要：基本設計（基本設計業務委託仕様書（資料2）に示す事項）
- (4) 履行期間：契約締結の翌日から令和7年3月25日
- (5) 契約上限額：25,520,000円（消費税及び地方消費税含む。）
- (6) 概算工事価格は、1,417,500,000円（うち、体育館整備については480,000,000円を上限とする。）（消費税及び地方消費税含む。）程度の整備工事に係る設計内容とする。

2. テーマ等

下記の各項目について、「3. 規模・主要諸室等」を踏まえ、提案すること。

(1) テーマ

①子どもたちが誇りをもって学べる環境についての考え方

当小学校の方針及び時代に沿った学校活動に対して下記について提案すること。

- ・文部科学省が掲げる「令和の学び」を適切に展開できる教育の場づくり。  
（個別最適な学びや協働的な学び、ギガスクールを始めとしたICT機器の利用など、多様で柔軟な学習ができる環境、児童が自ら創造的な活動をすることができる環境など）
- ・周辺の豊かな自然や環境を取り込み、地域を愛する子どもたちが育まれるような環境づくり。
- ・この学校ならではの異学年交流や児童会活動・行事等において活動しやすい空間づくり。

②地域施設についての考え方

通常は小学校として利用する一方で、学校が利用しない時間には地域住民に体育館や運動場等の施設を開放する想定に対して下記について提案すること。

- ・地域開放時の地域住民の利用しやすさと、学校と地域開放時の管理運営を行いやすい計画。
- ・地域拠点として、地域アイデンティを表象するとともに、地域の人々に親しまれる施設。（なお、教育施設として相応しい外観デザインとし、維持管理し易く華美な外観とならないようにすること）

③安心・安全な施設についての考え方

校舎等での安全な学校生活の確保と、指定避難所としての機能に対して下記について提案すること。

- ・児童の安全性や教師・地域の見守り活動に配慮した施設。
- ・災害後も施設の継続利用ができ、また指定避難所としての機能に配慮した計画。

(2) その他の配慮事項

○敷地利用・動線計画

- ・当該敷地には小学生以外にも中学生や教師、地域住民など多様な人の利用が想定されるため、各利用への分かりやすさ、バリアフリー等に配慮すること。
- ・計画地の中学校運動場には現在仮設の小学校校舎・体育館があり、限られたスペースで今回の新設校舎等を計画するとともに、建設工事中も含め学校運営や安全性に配慮すること。
- ・敷地を有効に活用して、必要な施設規模を確保しつつ、児童の送迎や教員等の駐車スペースも含め最適な配置、ゾーニングとすること。

○周辺環境

- ・今回の整備計画地は中学校運動場であるため、既存中学校校舎等の環境や利用に配慮し、運動場や建設する体育館は小学校と中学校で共同利用されることも考慮すること。
- ・東側は県道、西側は牧草地、北側は住宅となっている周辺環境であり、森林や海までは約700mであることから、里山里海の豊かな自然への配慮及び県産材等の地場産品を率先利用すること。

○整備コスト及び維持管理コスト

- ・今回の学校新築は令和6年能登半島地震により被災した施設の災害復旧事業であり、限られた予算の範囲内で建築するため、復興の難しい状況の中でも実現できる建築費の合理的な管理方法について計画すること。
- ・近年の異常気象や厳しい気象環境に対応するとともに、光熱水等費の上昇によりランニングコストの増大が懸念されている中、維持管理費を抑制するため、自然エネルギーの効率的な活用及び省エネルギー対策(ZEB Ready相当)に配慮すること。
- ・適切な点検と計画的な修繕の実施により、維持管理費を抑え施設の長寿命化を実現するため、容易に必要な点検・修繕が実施できる施設とすること。

3. 規模・主要諸室等

①規模・主要諸室

- ・想定居室及び面積は下表のとおり。詳細は提案によるものとし、小学校の機能として必要な居室が不足しないように注意すること。
- ・校舎及び体育館の延べ床面積は、それぞれ下表に示す上限面積以下で計画すること。  
※校舎と体育館で共有する部分は、校舎面積に含めること。
- ・必要に応じて、渡り廊下等を計画すること。(渡り廊下は校舎面積に含む。)
- ・各学年1クラス(1クラス最大20人想定。)、教員最大20人、校務員1人
- ・特別支援学級1クラス(不足時は特別教室を転用する想定。)

○校舎

室名		必要室数	1室面積 (㎡)	必要面積 (㎡)	備考
教室	普通教室	6	50	300	
	特別支援学級	1	50	50	
	特別教室(学習室)	1	50	50	上記教室に近接
	理科室	1	50	50	
	理科準備室	1	20	20	理科室に隣接
	図工室	1	50	50	
	図工準備室	1	20	20	図工室に隣接
	家庭科室・調理室	1	50	50	
	家庭科準備室	1	20	20	家庭科室に隣接
	音楽室	1	50	50	
	音楽準備室	1	20	20	音楽室に隣接
	図書室	1	140	140	令和の学びを実現するメディアセンターとしての活用想定
多目的室(集会室兼視聴覚室)	1	100	100	メディアセンターとの連携も想定	
管理諸室	職員室	1	100	100	
	校長室	1	30	30	
	保健室	1	50	50	
	教育相談室	1	30	30	
	会議室(研修室)	2	40	80	一室でも活用出来るように想定
	更衣室(ロッカー室)	2	20	40	

	教材室・倉庫	3	50	150	一室は災害時の備蓄倉庫とする 想定
	校務員室	1	15	15	
	倉庫（校務員）	1	15	15	
小計（室）				1,430	
共用 （必要 に応じて）	トイレ（男女）	3	40	120	多目的トイレ含む
	その他共用部等 オープンスペース 含む	1		530	オープンスペースの利用方法及 び規模は提案による
	階段	4	30	120	
	昇降口・ 来客・職員用玄関	1	50	50	昇降口と玄関を別に設けるこ とも可
小計（共用）				820	
調理	調理室	1	170	170	
	ランチルーム	1	200	200	
小計（調理）				370	
校舎上限		2,636	合計	2,620	

○その他施設

室名	必要室数	1室の面積(m <sup>2</sup> )	必要面積(m <sup>2</sup> )	備考	
体育館	競技スペース	1	693	693	・バスケットボール ・バレーボール 等
	ステージ	1	65	65	H=0.8m程度
	トイレ（男女）	1	30	30	多目的トイレ含む
	器具庫	2	20	40	
	更衣室	2	15	30	
	玄関その他共用部	1	32	32	
	体育館上限	894	合計	890	

②構造・階数・工期等 ※提案による

- ・建設可能な計画で、コスト縮減及び工期短縮に配慮すること。
- ・敷地造成及び外構工事費は可能な限り抑えること。
- ・新設校舎等の建築物は令和9年2月頃完成予定。（同年3月備品等の準備期間）
- ・仮設校舎は新設校舎等完成後に解体予定。

③敷地

- ・整備計画範囲は町立松波中学校敷地全体、敷地出入口は配置図（資料1）のとおり。
- ・建設する校舎等の範囲は配置図（資料1）に記載の「松波小学校校舎等建設可能部分」とする。
- ・中学校校舎範囲については工事を行わない計画とすること。（配置図の中学校校舎範囲）
- ・児童の登校はスクールバス（全長約7m・幅約2.1m）による。
- ・教員及び来客用に乗用車駐車場25台分・スクールバス乗降・待機場3台を計画すること。

#### ④校舎

- ・普通教室での授業を中心とする総合教室型を基本とする。
- ・空調を整備すること。
- ・採光、通風を十分確保すること。
- ・中学校校舎等の既存建築物について、地震による補修設計は業務対象外。
- ・全ての教室は施錠できること。

##### <普通教室>

- ・授業では1人1台タブレットを使用する（保管庫（W0.8m×D0.61m×H0.46m）を設置する。）
- ・ロッカーを設置すること（児童の人数分のランドセル及びその他授業の用品が収納できること。）

#### ⑤運動場等

- ・整備範囲内の土地及び工作物の設計も行うこと。※利用方法及び規模は提案による。
- ・200mトラック（6レーン程度）を設置すること。
- ・野球グラウンド（両翼70m以上・中央85m以上）を設置すること。
- ・小学生用の遊具（滑り台・ブランコ・ジャングルジム・鉄棒・うんてい程度）を設置すること。
- ・学級園（花壇又は畑）を配置すること。
- ・運動場からの利用も可能なトイレを配置すること。

#### ⑥体育館

- ・地域に開放できる施設とする。
- ・災害時には指定避難所とする。
- ・空調を整備すること。

#### ⑦耐震安全性の分類

- ・「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成25年（2013年）3月29日付け国営計第126号、国営整第198号、国営設第135号）」による、耐震安全性の分類は次のとおりとする。

- 1) 構造体（・Ⅰ類 ○Ⅱ類 ・Ⅲ類）
- 2) 建築非構造部材（○A類 ・B類）
- 3) 建築設備（・甲類 ○乙類）

#### ⑧維持管理

- ・汚損、破損等しにくい計画及び使用材料等に配慮すること。
- ・維持管理更新を考慮し、一般流通品の使用を原則とし、特殊な製作物等の利用は控えること。
- ・自然エネルギーの利用等により、維持管理費（光熱水費・植栽等）の低減に配慮すること。
- ・各部材や設備機器等は、必要な点検及び破損・故障時の更新等が容易に行えること。

#### 4. その他事項

- ・国の災害査定（設計完了後の翌月等）及び災害査定後の設計書の修正・訂正に協力すること。
- ・業務に係る成果品等については、資料2「基本設計業務委託仕様書」による。
- ・その他特段指示のないものについては、文部科学省及び国土交通省等の指針や基準に準拠すること。
- ・敷地の概要

①敷地面積：約23,000㎡（能登町立松波中学校グラウンド部分）

上記の内、約12,000㎡（校舎等建設可能部分）

②道路：東側：県道幅員約17m、南側：町道幅員約8m

③用途地域等：都市計画区域・非線引き区域

④防火地域等：指定なし

⑤上下水道：上・下水道供給地域

⑥電気：北陸電力からの供給地域

⑦ガス：プロパンガス

・想定事業スケジュール（イメージ）

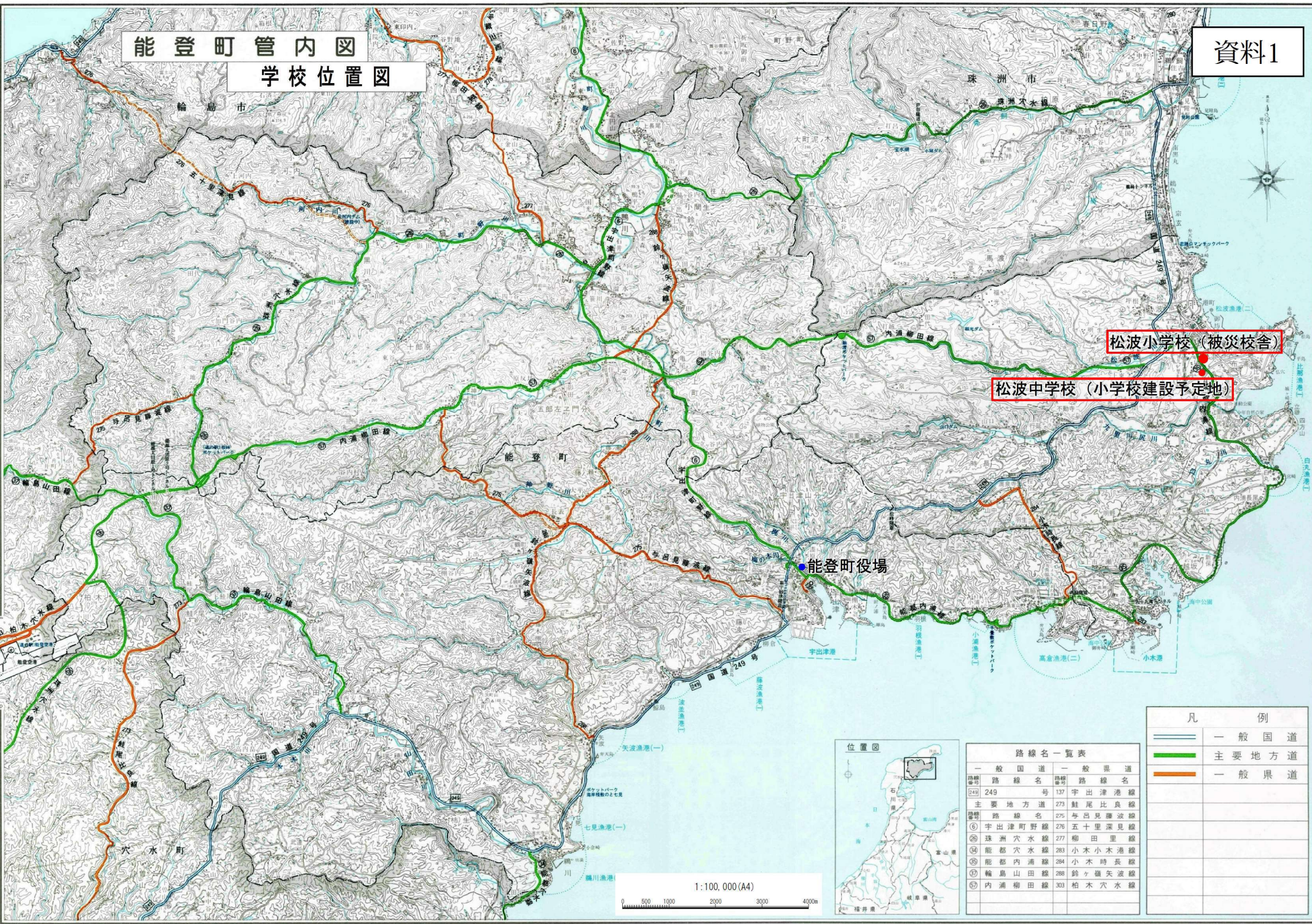
	令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度
基本設計	発注	基本設計					令和9年4月開校
調査		地質調査					
実施設計 <small>（随意契約予定）</small>			実施設計				
建設工事				発注	建設工事		
工事監理 <small>（随意契約予定）</small>					工事監理		
仮設校舎 <small>（リース会社対応）</small>							解体工事

5. 添付資料

- ・資料1：位置図・配置図
- ・資料2：基本設計業務委託仕様書
- ・資料3：地質調査結果（仮設校舎位置）

能登町管内図  
学校位置図

資料1



松波小学校 (被災校舎)

松波中学校 (小学校建設予定地)

能登町役場

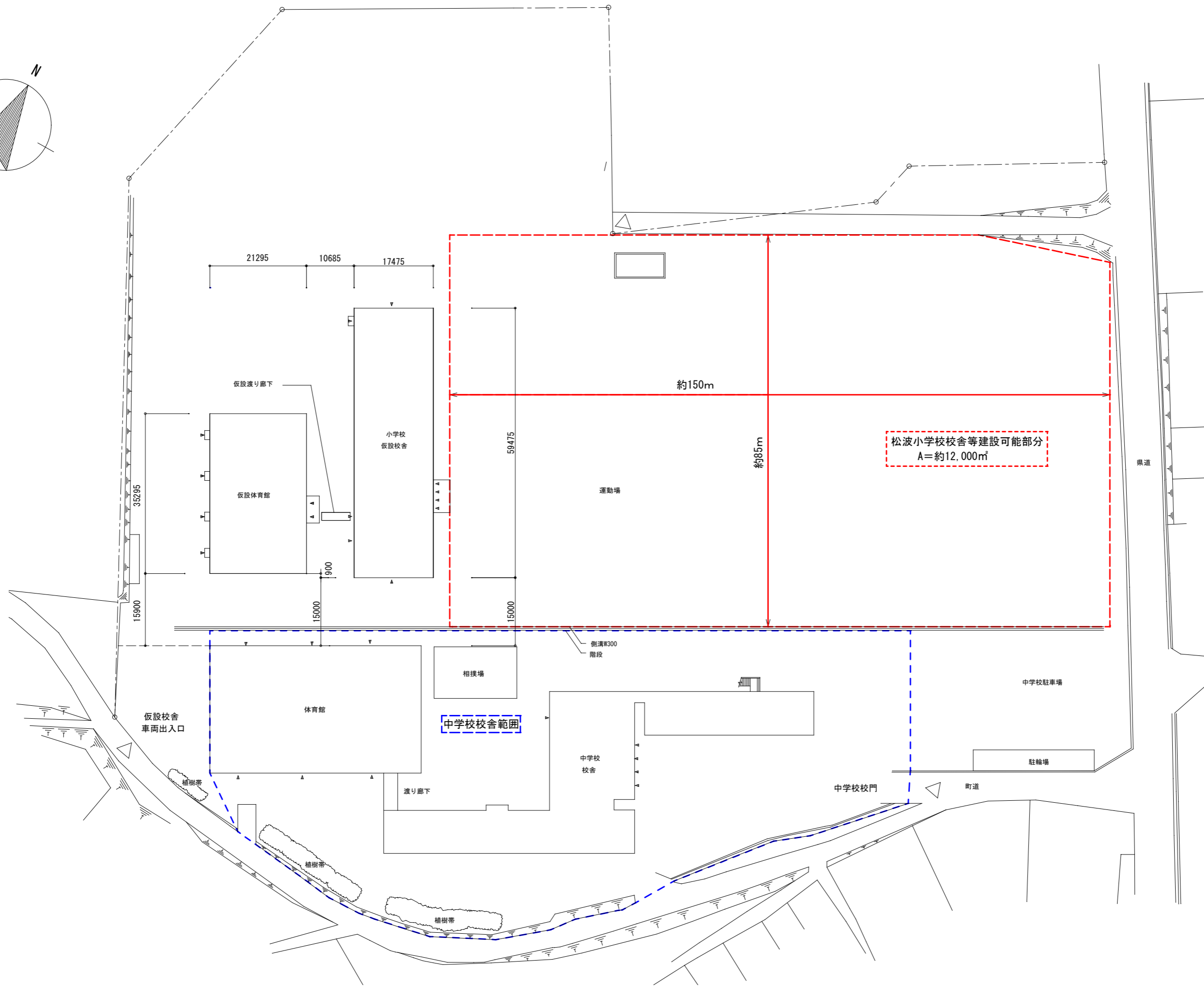
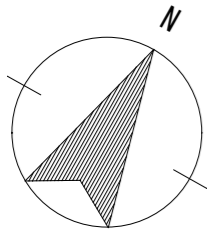
凡 例

	一般国道
	主要地方道
	一般県道

路線名一覧表

一般国道	一般県道
路線番号 249	路線番号 137
宇出津港線	宇出津港線
主要地方道 273	鮭尾比良線
路線番号 275	与呂見藤波線
① 宇出津町野線	276 五十里深見線
② 珠洲穴水線	277 柳田里線
③ 能都穴水線	283 小木小木港線
④ 能都内浦線	284 小木小長線
⑤ 輪島山田線	288 鈴ヶ嶺矢波線
⑥ 内浦柳田線	303 柏木穴水線





配置図 S=1:800 (A3出力)

▲印は建物出入口を示す  
△印は敷地出入口を示す

# 基本設計業務委託仕様書

1. 委託業務の名称 令和6年度 能登半島地震復旧事業 能登町立松波小学校新築基本設計業務
2. 工事場所 鳳珠郡能登町字 松波 地内
3. 履行期限 令和7年3月25日
4. 工 種 新築 ~~・増築~~ ~~・改築~~ ~~・その他 ( )~~
5. 敷地面積 34,041 m<sup>2</sup>
6. 構造・規模 延べ面積：校舎 約2,500 m<sup>2</sup> 体育館 約900 m<sup>2</sup> (想定) 他
7. 主要用途 小学校
8. 主要施設、主要室 校舎、体育館、渡り廊下、付属施設等
9. 設備概要 電気設備 空調設備 給排水衛生設備 ~~・昇降機設備~~  
~~・その他 ( )~~
10. 別途発注委託 ~~・建築~~ ~~・設備~~ ~~・解体~~ ~~・その他 ( )~~
11. 基本・(簡) 基本設計業務の内容  
業務内容は、別表1に掲げるものとする。(計画概要書は別表2のとおり)
12. 次の事項に留意した設計とすること。
- ① 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説 令和3年版に基づき設計すること。
  - ② コスト縮減(イニシャル及びランニング)を講じた設計とすること。
  - ③ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)施行令第4条に該当する「特定建築物」については、同法施行令の整備基準に基づく設計とすること。(「建築物移動等円滑化誘導基準」を原則とするが、これによりがたい場合は「建築物移動等円滑化基準」でも可とする。)また、石川県バリアフリー社会の推進に関する条例の規定に係る「施設整備の手引き」及び「住宅整備マニュアル」による整備基準に基づく設計とすること。
  - ④ 県産材及び県内の伝統工芸品を活用した設計に努めること。
  - ⑤ リサイクル製品(石川県認定品)を採用した設計に努めること。
  - ⑥ 工事場所が海岸線より2km以内の場合には、塩害対策を講じた設計とすること。
  - ⑦ 既設建物と近接する計画建物の場合には、構造、施工性(特に、基礎及び杭)を考慮した設計とすること。
  - ⑧ 「石川県公共事業景観形成ガイドライン」に基づき、景観に配慮した設計に努めること。
  - ⑨ 建築物の長寿命化、維持管理に配慮した設計とすること。
  - ⑩ 設備は、国交省「建築設備計画基準」(令和6年版)に基づき設計すること。
13. 業務の処理
- (1) 受注者は、業務に必要な調査を行い、関係法令に基づいて設計しなければならない。  
関係法令の確認については、国交省「工事監理指針(令和4年版)」を参考に作成し、提出すること。
  - (2) 受注者は、業務の詳細及び当該工事の範囲について、発注者の担当職員と連絡をとり、かつ十分に打合せを行い業務の目的を達成しなければならない。
  - (3) 受注者は、業務の進捗状況に応じて業務区分ごとに発注者の担当職員に中間報告をして、その監修を受けな



なければならない。

- (4) 発注者は、敷地図、地盤調査資料、計画概要、その他業務に必要な資料を提示するものとする。
- (5) 貸与資料等は紛失、汚損しないように取り扱うものとし、これを公表、貸与、又は複製してはならない。また、業務が終了したときには速やかに返却するものとする。
- (6) 建築基準法、消防法、建築物省エネ法等関係法令の適用について、諸官庁との協議を行い、発注者に議事録を提出すること。
- (7) 別途発注の地質調査業務等について現場立会及び調整に協力すること。
- (8) 国の災害査定に関わる資料作成等に協力すること。

#### 14. 業務内容の疑義

受注者は、業務内容に疑義がある場合は、速やかに発注者の担当職員の指示を受けなければならない。

#### 15. 業務の完了

受注者は業務が完了したときは、遅滞なく別表1に掲げる図書等を提出しなければならない。

なお、提出部数は下記のとおり。

- ・紙媒体（A3版二つ折りに製本）3部
- ・電子成果物CD-R又はDVD-R 1部（「建築設計業務等電子納品特記仕様書」による）

#### 16. 手続書類の提出

- (1) 受注者は、業務を着手するときは着手届とともに次の手続書類を発注者に提出し、その承認を受けなければならない。

ア 着手届	(別記様式4号)	1部
イ 業務工程表	(別記様式5号)	1部
ウ 主任設計者届	(別記様式6号)	1部

- (2) 業務を完了したときは、業務完了報告書を提出し、完了検査を受けることとする。又合格通知を受けたときは遅滞なく業務引渡書及び請求書を提出する。

ア 業務完了報告書	(別記様式7号)	1部
イ 業務引渡書	(別記様式8号)	1部
ウ 請求書	(別記様式9号)	1部

## 基本設計業務内容

## 1. 業務内容

項目		業務内容
(1) 設計条件等の整理	(i) 条件整理	耐震性能や設備機能の水準など建築主から提示されるさまざまな要求その他の諸条件を設計条件として整理する。
	(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	建築主から提示される要求の内容が不明確若しくは不適切な場合又は内容に相互矛盾がある場合又は整理した設計条件に変更ある場合においては、建築主に説明を求め又は建築主と協議する。
(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	基本設計に必要な範囲で、建築物の建築に関する法令及び条例上の制約条件を調査する。
	(ii) 計画通知に係る関係機関との打合せ	基本設計に必要な範囲で、計画通知を行うために必要な事項について関係機関と事前に打合せを行う。
(3) 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		基本設計に必要な範囲で、敷地に対する上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況等を調査し、必要に応じて関係機関との打合せを行う。
(4) 基本設計方針の策定	(i) 総合検討	設計条件に基づき、様々な基本設計方針案の検証を通じて、基本設計をまとめていく考え方を総合的に検討し、その上で業務体制、業務工程等を立案する。
	(ii) 基本設計方針の策定及び建築主への説明	総合検討の結果を踏まえ、基本設計方針を策定し、建築主に対して説明する。
(5) 基本設計図書の作成		基本設計方針に基づき、建築主と協議の上、基本設計図書を作成する。
(6) 概算工事費の検討		基本設計図書の作成が完了した時点において、当該基本設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を概算し、工事費概算書（工事費内訳明細書、数量調書等を除く。以下同じ。）を作成する。
(7) 基本設計内容の建築主への説明等		基本設計を行っている間、建築主に対して、作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について建築主の意向を確認する。また、基本設計図書の作成が完了した時点において、基本設計図書を建築主に提出し、建築主に対して設計意図（当該設計に係る設計者の考えをいう。以下同じ。）及び基本設計内容の総合的な説明を行う。

(注) 上記業務内容は「建築士法第25条の規定に基づき、建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準（旧平成21.1.7国交告第15号）」による標準実施設計業務内容に基づくものである。

2. 成果図書（戸建木造住宅以外の建築物に係る成果図書）

設計の種類	成果図書	
(1) 総合	① 計画説明書 ② 仕様概要書 ③ 仕上概要表 ④ 面積表及び求積図 ⑤ 敷地案内図 ⑥ 配置図 ⑦ 平面図（各階） ⑧ 断面図 ⑨ 立面図（各面） ⑩ 工事費概算書 ⑪ 打合せ記録簿 ⑫ 各種技術資料 ⑬ 透視図（外観2面・内観2面） ⑭ 工事予定工程表（実施設計工程も記入） ⑮ 関係法令チェック表 ⑯ 仮設計画図	
(2) 構造	① 構造計画説明書 ② 構造設計概要書 ③ 工事費概算書 ④ 各種技術資料	
(3) 設備	(i) 電気設備	① 電気設備計画説明書 ② 電気設備設計概要書 ③ 工事費概算書 ④ 各種技術資料
	(ii) 給排水衛生設備	① 給排水衛生設備計画説明書 ② 給排水衛生設備設計概要書 ③ 工事費概算書 ④ 各種技術資料
	(iii) 空調換気設備	① 空調換気設備計画説明書 ② 空調換気設備設計概要書 ③ 工事費概算書 ④ 各種技術資料
	(iv) 昇降機等 ※計画する場合のみ	① 昇降機等計画説明書 ② 昇降機等設計概要書 ③ 工事費概算書 ④ 各種技術資料

(注) 上記業務内容は「建築士法第25条の規定に基づき、建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準（旧平成21.1.7国交告第15号）」による標準実施設計業務内容に基づくものである。

## 計 画 概 要 書

	項 目	内 容
1	工 事 目 的 (主 旨)	R6能登半島地震により半壊した小学校の新築復旧に係る設計を行う。
2	予定建築面積及び延べ面積等(概略平面図又は必要室名と面積)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・延べ面積：校舎 約2,500 m<sup>2</sup></li> <li>・体育館 約900 m<sup>2</sup> (想定)</li> <li>・他付属施設</li> </ul> 詳細は別添「令和6年度 能登半島地震復旧事業 能登町立松波小学校新築基本設計業務委託 要求事項」参照。
3	構 造 概 要	・提案による(別添「令和6年度 能登半島地震復旧事業 能登町立松波小学校新築基本設計業務委託 要求事項」参照)
4	工 事 敷 地 等 の 注 意 点	・別添「令和6年度 能登半島地震復旧事業 能登町立松波小学校新築基本設計業務委託 要求事項」参照
5	設 計 に 関 す る 注 意 点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画する建築物はZEB Ready相当とする。</li> <li>・災害復旧費国庫負担法等による国庫補助制度に基づく災害復旧の設計・積算を行うこと。</li> </ul> 複数棟ある場合は、概算費は棟ごとに算出し、工事費を個別に把握できるように区分すること。 整備範囲に係る土地及び工作物の設計も行うこと
6	そ の 他	・工事予定工程表を作成すること
7	参 考 資 料	

※ 本計画概書は、基本事項を示し、計画建築物の内容により付記することができることとする。

## 追加分

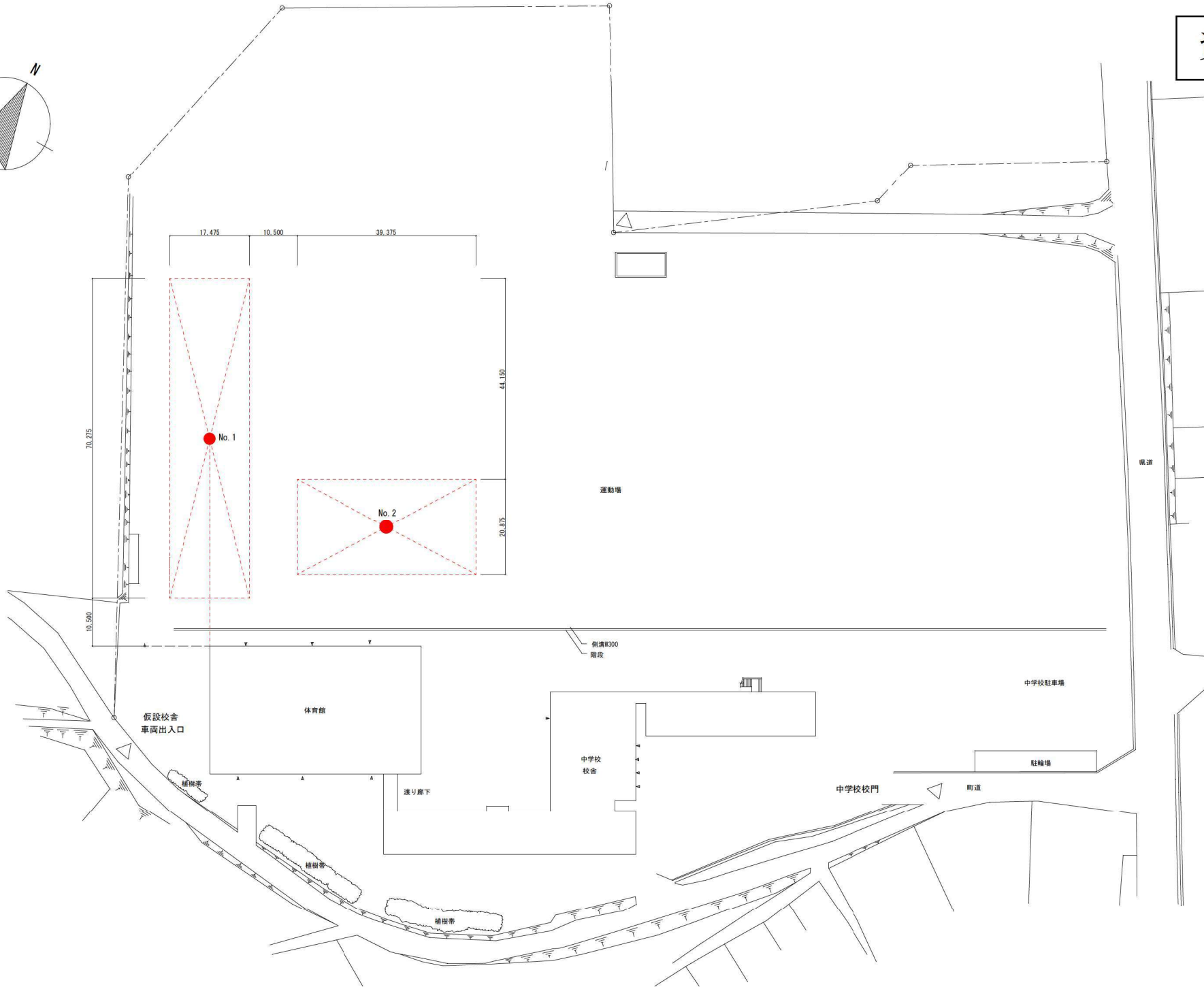
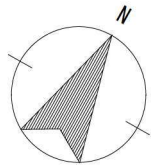
### 建築設計業務等電子納品特記仕様書

- 1 本業務は電子納品対象業務であり、調査、測量、設計などの各業務の最終成果を電子データで納品するものである。ここでいう電子データとは、次表に示す各種電子納品要領等で定めるファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

名 称	摘 要
建築工事設計図書作成基準	令和2年改定
建築設備工事設計図書作成基準	令和6年改定
建築設計業務等電子納品要領	令和3年改定
官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕業務編】	令和4年改定

基準・要領類のダウンロード：[https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild\\_tk2\\_000017.html](https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html)

- 2 実施内容は以下のとおりとする。
- 1) 次に示す書類を、従来の紙での納品と別にCD-R又はDVD-Rで1部納品する。
    - ① 報告書等
    - ② 図面
  - 2) 紙による成果品の納品は、電子データの提出の有無に関わらず、指定部数を提出する。
  - 3) 各種電子納品要領等で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する必要はないが、要領の解釈に疑義がある場合は発注者の担当職員と協議の上、電子化の是非を決定する。
- 3 業務着手時には、事前協議チェックシートを用いて事前協議を行うものとする。
- 4 成果品の提出の際は、以下の項目を確認するものとする。
- 1) 電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認すること。  
入手先：[https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild\\_cals\\_denshiseikahin.html](https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_cals_denshiseikahin.html)
  - 2) 最新のウイルスチェックソフトで、提出物がウイルスに感染していないことを確認すること。



地質調査位置図

配置図 S=1:800 (A3出力)  
印は建物出入口を示す  
印は敷地出入口を示す



# ボーリング柱状図

調査名 能登町立松波小学校仮設校舎賃貸借

ボーリングNo																				
---------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

事業・工事名

シートNo

ボーリング名	No. 2		調査位置	石川県鳳珠郡能登町松波16-26				北緯	
発注機関	大和リース株式会社				調査期間	令和6年4月24日 ~ 6年月日		東経	
調査業者名	大和ランテック株式会社 中部支店 電話(052-776-1771)		主任技師		現場代理人		コア鑑定者		ボーリング責任者
孔口標高		角	180° 上	方	北 0° 西 270° 東 90° 南 180°	地盤勾配	鉛直 0° 水平 0°	使用機種	ハンマー 落下用具
総掘進長	15.21m	度	0°	向				エンジン	ポンプ

標尺 (m)	層厚 (m)	深度 (m)	柱状図	土質区分	色	相対稠密度	相対密度	記	標準貫入試験				原位置試験 深度 (m)	試験名 および結果	試料採取 深度 (m)	採取 番号	室内試験 方法	掘進 月日
									深 度 (m)	10cmごとの 打撃回数	打撃回数/ 貫入量 (cm)	値						
								事										
	0.18	0.18		盛土(礫石砂質シルト)					4/24	0.05	2	3	8	13				
1	0.30	0.50		細砂					0.05	2	1	2	30					
2				砂質粘土					1.45	2	2	2	30					
3	2.60	3.10		シルト質細砂					1.45	3	4	5	30					
4	1.50	4.60		砂質凝固シルト					2.15	5	5	5	15					
5				シルト質細砂					2.45	3	2	2	6					
6	1.10	5.70		砂質凝固シルト					3.45	3	2	3	8					
7				シルト質粗砂					4.15	3	2	3	8					
8				砂質凝固シルト					4.45	3	4	4	11					
9	1.90	8.80		シルト質細砂					5.15	3	4	4	11					
10	0.50	9.30		礫混じり粗砂					5.45	5	5	5	15					
11				砂質凝固シルト					6.15	5	5	5	15					
12	0.85	11.35		砂					6.45	5	5	5	15					
13				シルト質細砂					7.15	5	5	5	15					
14	2.55	13.90		礫混じり粗砂					7.45	5	5	6	16					
15	0.90	14.80		シルト質細砂					8.15	5	5	6	16					
	0.41	15.21		砂質凝固シルト					8.45	5	6	6	17					
									9.45	7	8	8	23					
									10.15	7	8	8	23					
									10.41	48	12	3	60					
									11.15	12	3	3	60					
									11.28	60			60					
									12.15	60			60					
									12.23	60			60					
									13.15	60			60					
									13.21	60			60					
									14.15	60			60					
									14.25	60			60					
									15.15	60			60					
									15.21	60			60					







